

上福岡市・大井町法定合併協議会会議運営規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 会議の運営（第2条 第5条）
- 第3章 会議録（第6条・第7条）
- 第4章 会議の傍聴（第8条 第17条）
- 第5章 規律（第18条）
- 第6章 雑則（第19条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、上福岡市・大井町法定合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、上福岡市・大井町法定合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 会議の運営

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開するものとする。

2 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

3 会議は、計画的に開催するものとする。

（会長等の責務）

第3条 会長（以下「議長」という。）は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長が必要と認めるときは、会議に諮って委員以外の学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（表決）

第5条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。ただし、議長が必要があると認めるときは、この表決数を変更することができる。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣言する

ものとする。

第3章 会議録

(会議録の調製等)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録(様式第1号)を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 出席者及び欠席者の氏名
 - (3) 会議事項
 - (4) 会議経過(議事の要旨)
 - (5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項
- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 作成した会議録は、議長の確認を受け、これを保管しておくものとする。
- 4 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。

- 2 前項の公開は、会議録が確定した日後に会長が定める方法により行うものとする。

第4章 会議の傍聴

(傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

- 2 前項ただし書きの規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

(傍聴人の定員)

第9条 会議の傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

- 2 一般傍聴人の定員は、50人以内とする。

(傍聴の手続)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、上福岡市・大井町法定合併協議会会議傍聴届(様式第2号)に住所、氏名及び年齢を記入の上、協議会の事務局に提出し、傍聴証(様式第3号)の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開始予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引きにより、一般傍聴人を決するものとする。

(傍聴証の返還)

第11条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を受けた者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第13条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を入れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画類の撮影及び録音等の制限）

第14条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

（職員の指示）

第15条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第16条 傍聴人は、第8条ただし書きの規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第17条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に

従わないときは、退場させることができる。

第5章 規律

(規律)

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

第6章 雑則

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月15日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

会 議 録

会議の名称			
開催日時		平成 年 月 日 () 時 分開会 ・ 時 分閉会	
開催場所			
議長氏名			
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名			
事務局氏名			
会議事項	1 議 題		2 会議結果
会議の経過		別添のとおり	
会議資料			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成 年 月 日		会 長(議長) (印)	

(會議經過)

發 言 者	議 題 ・ 發言内容 ・ 決定事項

様式第2号(第10条関係)

平成 年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会会議傍聴届

上福岡市・大井町法定合併協議会会議運営規程第10条第1項の規定により下記のとおり届けます。

記

住 所	
氏 名	
年 齢	

様式第3号(第10条関係)

傍 聴 証
第 号
上福岡市・大井町法定合併協議会